

地方振興局農林関係事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地方振興局農林関係事務処理規程の一部を改正する訓令

地方振興局農林関係事務処理規程（昭和 57 年岩手県訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>地方振興局農林関係事務処理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、地方振興局の農林関係の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務処理)</p> <p>第 2 条 地方振興局農政部、農林部及び林務部の長は、次に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 土地改良区台帳(副)</p> <p>(11) 土地改良事業共同施行等台帳(副)</p> <p>(12)～(14) [略]</p> <p>(15) 海岸保全区域台帳(副)</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) 木材業者登録台帳</p> <p>(20) 製材業者登録台帳</p> <p>2 地方振興局の農政部及び農林部の農村整備室長は、前項第 10 号から第 18 号までに掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>3 地方振興局林務事務所長は、第 1 項第 16 号、第 19 号及び第 20 号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>第 3 条 地方振興局の農政部、農林部及び林務部の長並びに農政部及び農林部の農村整備室長は、請負工事については、工事箇所ごとの<u>工事日誌</u>を備え付けて整理しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>広域振興局等農林関係事務処理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、<u>広域振興局及び地方振興局</u>の農林関係の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務処理)</p> <p>第 2 条 <u>広域振興局農林部、広域振興局総合支局の農林部及び農林部農林センター並びに地方振興局の農政部、農林部及び林務部の長は、次に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。</u></p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 土地改良区台帳</p> <p>(11) 土地改良事業共同施行等台帳</p> <p>(12)～(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>2 <u>広域振興局農林部農村整備室、広域振興局総合支局の農林部農村整備室及び農林部農林センター並びに地方振興局の農政部、農政部農村整備室及び農林部の長は、前項第 10 号から第 17 号までに掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。</u></p> <p>3 地方振興局林務事務所長は、第 1 項第 15 号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>第 3 条 <u>広域振興局の農林部、農林部林務室及び農林部農村整備室、広域振興局総合支局の農林部、農林部農村整備室及び農林部農林センター並びに地方振興局の農政部、農政部農村整備室、農林部及び林務部の長は、請負工事については、工事箇所ごとの<u>工事監督記録簿</u>を備え付けて整理しなければならない。</u></p>

<p><u>第4条</u> 地方振興局長は、請負工事の工程表を受理したときは、知事の権限に属する事務の委任に関する規則（平成9年岩手県規則第29号）第3条第9号の規定により地方振興局長に委任された工事及び県営土地改良事業に係る工事（以下「委任工事等」という。）に係るものを除き、請負工事工程表受理報告書を作成して、速やかに<u>主管部長</u>に提出しなければならない。</p> <p><u>第5条</u> 地方振興局長は、請負工事の完成届を受理したときは、当該工事について完成検査を執行するものを除き、速やかに<u>主管部長</u>に進達しなければならない。</p> <p><u>第6条</u> 地方振興局長は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に定める期限までに<u>主管部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（1）<u>工事請負変更契約締結報告書（委任工事等に係るものを除く。）</u> 即日</p> <p>（2）<u>主任技術者・現場代理人届受理及び工事監督員指名報告書（委任工事等に係るものを除く。）</u> 即日</p> <p>（3）<u>工事全部・一部中止・解除報告書（委任工事等に係るものを除く。）</u> 即日</p> <p>（4）<u>特用林産物需給動態調査報告書</u> 毎年7月31日及び1月31日</p> <p>（補則）</p> <p><u>第7条</u> 備付帳簿、報告書等の様式その他この訓令の実施に<u>必要な事項は、主管部長が別に定める。</u></p>	<p>ならない。</p> <p><u>第4条</u> <u>広域振興局長及び地方振興局長（以下「広域振興局長等」という。）</u>は、請負工事の完成届を受理したときは、当該工事について完成検査を執行するものを除き、速やかに<u>農林水産部長（以下「部長」という。）</u>に進達しなければならない。</p> <p><u>第5条</u> <u>広域振興局長等は、特用林産物需給動態調査報告書を、毎年7月31日及び1月31日までに部長に提出しなければならない。</u></p> <p>（補則）</p> <p><u>第6条</u> 備付帳簿、報告書等の様式その他この訓令の実施に<u>必要な事項は、部長が別に定める。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。